

一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成 17 年釧路市規則第 83 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 29 年 12 月 19 日

釧路市長 蝦名大也

記

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 市立釧路総合病院患者給食業務委託
- (2) 業務場所 市立釧路総合病院
- (3) 業務概要
 - ア 別添仕様書のとおり
 - イ 予定価格 契約規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、事後公表とする。
- (4) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 平成 29・30 年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に取扱品目「給食提供」で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市暴力団排除条例(平成 24 年釧路市条例第 33 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 9 条の 10 に基づき、患者等給食の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (6) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において、病床数 400 床以上を有する病院で、(1)に掲げた品目の業務を受託し、1 年以上の業務実績を有する者（1 年以上の業務実績を有する見込みである者を含む。）であること。
- (7) 病院患者給食業務経験年数 5 年以上の管理栄養士 1 名以上が常駐できること。
- (8) 災害等により、その業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務代行者として、代行者を指定することができる者。

3 入札参加資格の確認

- (1) 当該業務委託の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。この場合において、郵送による申請は受け付けない。

ア 申請書類

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (イ) 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式2）
- (ウ) 給食調理業務の実績を証する書面（様式3）
- (エ) 確認調書（様式4）
- (オ) 配置予定管理栄養士調書（様式5）
- (カ) 代行業務が可能であることを証する書面

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間

平成29年12月19日（火）から平成29年12月28日（木）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、9時から16時30分まで。

エ 提出先

釧路市春湖台1番12号

市立釧路総合病院栄養科給食担当

電話 0154-41-6121（内線 2505）

- (2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、市立釧路総合病院栄養科給食担当において、この告示の日から配布する。また、釧路市役所及び市立釧路総合病院ホームページにも掲載する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該委託業務の入札に参加することができない。
- (4) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は、提出者に無断で使用しないものとする。

ウ 提出された申請書類は返却しない。

4 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

- (1) 通知日時

平成30年1月9日（火） 13時から16時まで

- (2) 通知する場所

3の(1)エと同じ。

- (3) その他

ア 確認通知書は(2)に示す場所で当該申請者に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

イ 確認結果について、電話等による質問は受け付けない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、平成30年1月10日（水）までに書面を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は、市立釧路総合病院栄養科給食担当に持参して提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、平成30年1月11日（木）までに回答する。

6 質問及び回答

- (1) 当該委託業務に関して質問がある場合は、文書により質問書を受付場所へ持参のうえ提出すること。
 - ア 受付期間・時間
3の(1)ウと同じ。
 - イ 受付場所
3の(1)エと同じ。
- (2) (1)の質問に対する回答は、7に示している現場説明時に口頭により回答する。なお、質問への回答は本告示の追加又は修正とみなす。

7 現場説明の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年1月12日（金） 午前11時30分
- (2) 場所 市立釧路総合病院 2階講堂

8 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年1月18日（木） 午前11時00分
- (2) 場所 市立釧路総合病院 2階会議室

9 入札方法等

- (1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。
- (4) 第3回目の入札において、予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。
- (5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

10 最低制限価格制度

- (1) 釧路市最低制限価格設定要領による最低制限価格を設定し、事後公表とする。
- (2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、再度の入札に参加できないものとする。

1 1 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第 1 0 条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

1 2 入札保証金

契約規則第 6 条第 3 号及び釧路市契約規則の施行について(平成 1 7 年釧路市庁達第 3 号。以下「規則の施行について」という。)第 2 章第 1 節 3 規則第 6 条関係第 2 号イに基づき免除する。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、このうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、1 0 の(2)にかかわらず、再度の入札を行う。
- (2) 有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

1 4 入札結果の公表

入札結果については、入札日の翌日までに釧路市役所及び市立釧路総合病院ホームページにより公表する。

1 5 契約締結期限

当該委託業務の契約締結期限は、平成 3 0 年 1 月 2 4 日(水)までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

1 6 契約保証金

契約規則第 3 0 条第 6 号及び規則の施行について第 3 章第 1 節 4 規則第 3 0 条関係第 2 号アに基づき免除する。

1 7 契約書作成の要否

要

1 8 契約金の支払い方法

毎月の履行状況を確認のうえ、月払いする。

1 9 その他

前各項に定めるもののほか、入札参加者は契約規則その他の関係法令を遵守すること。

※本告示についての問合せ先

釧路市春湖台 1 番 1 2 号

市立釧路総合病院栄養科給食担当

電話 0154-41-6121 (内線 2505)